青少年の保護育成に関する都道府県条例規制事項一覧【都道府県】

（平成29年1月1日現在）

都道府県名	制定年月日	最終改正年月日	規制事項																																																備考	都道府県名
			有害図書等の制限					自販機の制限			健全育成を阻害する行為の規制															その他							インターネット上の有害情報に係る規制等																				
																																	携帯電話事業者				インターネット接続事業者			インターネット接続機器製造･販売事業者				インターネット接続端末を公衆の利用に供する事業者			サーバ管理者（情報発信者含む）		保護者			立入調査		
			有害文書図画等の販売等制限	有害興行等の観覧の制限	有害広告物に対する措置命令	有害がん具（刃物類）の販売制限	有害がん具（刃物類以外）の販売制限	有害文書図画等の販売制限	有害がん具の販売制限	衛生用具の販売制限	みだらな性行為及びわいせつ行為の制限	場所の提供又は周旋の禁止	深夜外出等の制限	古物等買受及び質受等制限	有害薬品類の販売等制限	深夜における興行場等への立入制限	金銭の貸付け等の制限	射幸心誘発行為の禁止（有害遊技制限）	危険物所持の禁止	飲食店等への立入禁止	風俗営業所内への立入禁止	喫煙及び飲酒の禁止	有害施設等への入場規制	いれずみの規制	非行誘発助長行為の防止	モーテル設置営業の規制	学校周辺の旅館等に対する勧告	旅館業を営む者の届出	優良興行及び図書の推奨	優良環境の推奨	興行者等の自主規制	立入調査	フィルタリングの提供	フィルタリング等の情報提供・説明	スマートフォン等の無線LAN接続時のフィルタリングに係る説明	青少年の有害情報閲覧防止	フィルタリングの提供	フィルタリング等の情報提供・説明	青少年の有害情報閲覧防止	フィルタリングの提供	フィルタリング等の情報提供・説明	スマートフォン等の無線LAN接続時のフィルタリングに係る説明	青少年の有害情報閲覧防止	フィルタリングの提供	フィルタリング等の情報提供・説明	青少年の有害情報閲覧防止	フィルタリング等の情報提供・説明	青少年の有害情報閲覧防止	フィルタリングの提供	携帯電話のフィルタリング解除に係る理由書提出	青少年の有害情報閲覧防止			
1 北海道	S30. 4. 2	H27.7.21	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		◎	◎	◎	◎		◎	◎							◎								◎		★		☆		☆	☆		☆		☆	☆		☆	☆	☆	☆	★	☆	◇		1 北海道
2 青森県	S54.12.24	H20.10.17	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		◎	◎	◎	◎		△		△		△			△						○		○	◎	☆	☆		☆	☆	☆	☆	☆	☆		☆	☆		☆	☆	☆	☆		☆			2 青森県
3 岩手県	S54.12.21	H19. 3.19	◎	△	△	◎	◎	◎	◎		◎	◎	◎	◎		△		△	△			△	△	◎	△						○	◎		☆		☆	☆	☆	☆		☆		☆	☆		☆					☆			3 岩手県
4 宮城県	S35. 3.31	H28. 3.22	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		◎	◎	◎	◎		◎	◎							◎							○	◎		☆	★	☆		☆	☆		☆		☆	☆		☆		☆		★	☆	◇		4 宮城県
5 秋田県	S53.10. 5	H26. 3.28	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		◎	◎	◎	◎															○		○	◎		☆		☆		☆	☆		☆		☆			☆		☆			☆			5 秋田県
6 山形県	S54. 3.26	H28.6.23	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		◎	◎	◎	◎		◎	◎	△					△	◎								◎				☆			☆				☆	☆		☆		☆			☆			6 山形県
7 福島県	S53. 3.30	H28. 3.25	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		◎	◎	◎	○		◎	○	△	△			◎	◎	◎	○	△		○	○		○	◎		☆				☆			☆			☆		☆					☆			7 福島県
8 茨城県	S37.10. 6	H21.10.29	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		◎	◎	◎	◎	◎	◎								◎	◎				○		△	◎		☆				☆			☆			☆		☆						◇		8 茨城県
9 栃木県	S51. 7. 6	H28.3.10	◎	○	◎	◎	◎	◎	◎		◎	◎	◎	◎		◎		○						◎					○		○	◎		★		☆	☆	☆	☆	☆	☆		☆	☆		☆		☆		※ ★	☆	◇	※携帯電話事業者に保護者から提出を受けた理由書の保存義務がある。	9 栃木県
10 群馬県	S36. 4. 1	H28.3.29	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		◎	◎	◎	◎	◎	◎								◎	◎	○		○	○		○	◎	★	★		☆	☆							☆		☆			☆	★	☆	◇		10 群馬県
11 埼玉県	S58. 3. 9	H27.12.25	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		◎	◎	◎	◎		◎	◎							◎				○	○			◎	★	★	★	☆										☆			☆	★	☆	◇		11 埼玉県
12 千葉県	S39.11. 1	H27.12.25	◎	○	◎	◎	◎	◎	◎		◎	◎	◎	◎	◎	◎												○	○		○	◎		★	★											☆				★	☆	◇		12 千葉県
13 東京都	S39. 8. 1	H28.3.31	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		◎		◎	◎		◎	※ ◎												○		○	◎		★		☆	☆		☆										☆	★	☆	◇	※金銭の貸付け等の制限については、青少年が質を入れて、貸付けがあったときに、警告を発し、なお、違反した者には罰則の適用がある。	13 東京都
14 神奈川県	S30. 1. 4	H28.3.29	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		◎	◎	◎	◎	◎	◎				※ ◎			※ ◎	◎								◎	★	★										☆		☆				★	☆	◇	※指定個室営業施設の立入禁止	14 神奈川県
15 新潟県	S52. 3.31	H27.12.25	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		◎	◎	△	◎		◎	◎	△			△	△	△		△	○			○		○	◎	★	★																★	☆			15 新潟県
16 富山県	S52. 3.25	H28.3.25	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		◎	◎	◎	◎		◎	◎							◎	◎						○	◎		☆		☆		☆	☆		☆		☆	☆		☆		☆			☆			16 富山県
17 石川県	H19. 3.22	H28.3.25	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		◎	◎	◎	◎		◎	◎							◎					○		○	◎		★			☆	☆	☆					☆		☆			☆	★	☆			17 石川県
18 福井県	S39. 4. 1	H27.12.17	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	△		△	△		△	◎	◎			○	○	○	○	◎		☆		☆		☆	☆		☆		☆	☆		☆			☆		☆	◇		18 福井県
19 山梨県	S39. 4. 2	H27. 12. 25	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎							◎				○			○	◎		☆		☆		☆	☆		☆		☆	☆		☆					☆	◇		19 山梨県
20 長野県	H28.7.7	ー									◎		◎																																									20 長野県
21 岐阜県	S35.11.10	H26.10.15	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		◎	◎	◎	◎		◎	◎							◎					○		○	◎	☆	★	★			☆			☆			☆		☆				★	☆	◇		21 岐阜県
22 静岡県	S36.10. 4	H27.12.25	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		◎	◎	◎	◎		◎								◎					○	○	○	◎	★	★		☆		☆	☆		☆		☆	☆		☆			☆	★	☆	◇		22 静岡県
23 愛知県	S36. 3.28	H27.12.22	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		◎	◎	◎	○		◎	○		○				○	◎							△	◎		★	★	★		☆	☆		☆	☆	☆	※ ☆	※ ☆	※ ☆			☆	★	☆	◇	※「インターネット接続端末を公衆の利用に供する事業者」としては、図書館、インターネットカフェなど青少年がインターネットを利用できる端末設備を有する施設の関係者。	23 愛知県
24 三重県	S46.12.24	H28. 3.22	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		◎	◎	◎	○	◎	◎	○							◎	◎				○		○	◎		★				☆			☆			☆		☆				★	☆	◇		24 三重県
25 滋賀県	S52.12.23	H27.3.23	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	△	◎	◎	◎	◎		◎	◎	○						◎					○			◎		☆		☆		☆	☆					☆					☆			◇		25 滋賀県
26 京都府	S56. 1. 9	H26. 9.30	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	△	◎	◎	◎	◎		◎								◎					○		○	◎		★							※1 ☆			※ 2 ★		★				★	☆	※ 3 ◇	※1「インターネット接続機器」には携帯電話も含まれる ※2「有害情報閲覧防止」の手段の１つとして「フィルタリングの活用」を規定 ※3条例の規制事項に係る立入調査は第26条にて包括的に規定	26 京都府
27 大阪府	S59. 3.28	H28.6.17	◎	△	◎	◎	◎	◎	◎		◎	◎	◎	◎		◎															○	◎		★		☆		☆	☆		☆		☆	☆		☆			☆	★	☆	◇		27 大阪府
28 兵庫県	S38. 3.31	H28.4.1	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		◎	◎	◎	◎	◎	◎				◎			◎	◎			○		○		○	◎		★				☆			☆			★		★				★	★	◇	※すべての人が、インターネットの利用に関する基準づくりの支援に努める義務（H28）改正	28 兵庫県
29 奈良県	S51.12.22	H25. 7.17	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		◎	◎							◎					○		○	◎	★	★		☆	☆	★	☆	☆	☆		☆	☆	☆	☆	☆	☆	★	★	☆	◇		29 奈良県
30 和歌山県	S53.10.19	H28. 3.24	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		※ ◎					◎	◎	○			○		○	◎	★	★	★	★	★	★	☆					☆	☆	☆	☆	☆	☆	★	☆	◇	※青少年に対する有害刃物類の所持を禁止し、所持した場合の有害刃物類の提出命令手続きを規定 　青少年が有害刃物類を所持した場合、親権者等に対して必要な措置を講じる義務を規定し、従わない場合の罰則を規定〈勧告→措置命令→過料〉	30 和歌山県
31 鳥取県	S55.12.25	H26.10.17	◎	△	△	◎	◎	◎	◎	△	◎	◎	◎	◎	○	◎								◎					○		○	◎									☆		☆			★				★	☆	◇		31 鳥取県
32 島根県	S40. 3.26	H28.3.25	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎							◎	○				○		○	◎	★	★		☆		☆	☆		☆		☆	☆		☆			☆	★	☆		※何人もの定義は、携帯電話事業者やインターネット接続事業者の全ての関係者を含み、有害情報の閲覧防止措置にはフィルタリングの提供を含むものと解釈している。	32 島根県
33 岡山県	S52. 6.16	H23. 3.16	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎							◎	◎	◎				○		○	○		★				☆		☆	☆					☆			☆	★		◇		33 岡山県
34 広島県	S54. 3.13	H27.12.22	◎	○	○	◎	◎	◎	◎	△	◎	◎	◎	△		○	△	△						◎					○		○	◎		☆		☆		☆	☆		☆		☆	☆		☆			☆		☆	◇		34 広島県
35 山口県	S32.12.13	H24. 4. 1	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		◎	◎	◎	○	◎	◎								◎					○		○	◎		☆		☆		☆	☆		☆		☆		☆	☆					☆			35 山口県
36 徳島県	S40. 7.19	H22.12.22	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		◎	◎	◎	◎		◎								◎					○			◎		☆		☆		☆	☆		☆		☆	☆		☆					☆			36 徳島県
37 香川県	S27. 8.10	H23.12.20	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		◎	◎	◎	◎		◎								◎					○		○	◎	★	★		☆	☆	☆	☆	☆	☆		☆	☆		☆			☆	★	☆	◇		37 香川県
38 愛媛県	S42.10. 6	H18. 3.24	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		◎	◎	◎	◎	◎	◎								◎							○	◎		☆		☆		☆	☆		☆		☆	☆		☆	☆	☆			☆			38 愛媛県
39 高知県	S52.12.22	H21. 3.27	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		◎	◎	◎	◎		◎								◎	◎				○		○	◎		☆		☆	☆	☆	☆		☆		☆	☆		☆		☆			☆			39 高知県
40 福岡県	S31. 6.30	H27. 12.25	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		◎	◎	◎	◎	◎	◎								◎					○		○	◎	★	★				☆	☆		☆		☆	☆		☆			☆	★	☆	◇		40 福岡県
41 佐賀県	S52. 7.29	H24.12.20	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	○	◎	◎	◎	◎		◎	◎												○		○	◎	★	★		☆		☆	☆		☆		☆	☆		☆		☆	☆	★	☆	◇		41 佐賀県
42 長崎県	S53. 4. 1	H23.12.27	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎							◎	◎	◎						○	◎	★	★				☆	☆		☆			☆		☆			☆	★	☆	◇		42 長崎県
43 熊本県	S46. 6. 8	H26.10.14	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎							◎				○	○		○	◎		★	☆	☆		☆	☆		☆		☆	☆		☆			☆	★	☆			43 熊本県
44 大分県	S41. 4.15	H28.6.23	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		◎	◎	◎	◎	◎	◎						◎		◎	◎				○			◎	☆	★		☆	☆	☆	☆	☆	☆		☆	☆		☆			☆	☆	☆	◇		44 大分県
45 宮崎県	S52. 7.28	H26.10.3	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		◎	◎							◎					○		○	◎														☆					☆			45 宮崎県
46 鹿児島県	S36.12.22	H28.3.25	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	△	◎	◎	◎	◎		◎			△					◎					○		○	◎		☆		☆		☆	☆		☆		☆			☆	☆	☆			☆			46 鹿児島県
47 沖縄県	S47. 5.15	H28.3.31	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		◎	◎	◎	◎	◎	◎								◎	◎				○	○		◎		★	☆	☆		★	☆		☆		☆	☆	☆	☆		☆		★	☆	◇		47 沖縄県

（凡例　◎：罰則付きの規制条項がある。　○：規制条項はあるが、罰則はない。　△：自主規制のみ。）

（インターネット上の有害情報に係る規制等の凡例　★：義務、☆：努力義務、◇：規定あり）